

研究倫理教育の実施体制

「秋田大学研究倫理規程」 ―抜粋―

(本学の責務)

第14条 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚させるために必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。



第17条第2項

研究倫理統括責任者は、研究に関する不正防止の組織横断的な体制を統括する責任者として、委員会と連携のうえ、本学全体の研究者の研究倫理意識を高揚させるために必要な啓発、倫理教育の計画を策定しなければならない。

第18条第2項

研究倫理教育責任者は、倫理教育を、委員会が策定する計画に基づき、各部局ごとに実効性のあるかたちで実施しなければならない。